

キャリアアップ助成金 提出物リスト

事業所名：

**【障害者正社員化コース】**

■申請書類（原本）厚労省HPよりダウンロード	
<input type="checkbox"/> 1	キャリアアップ助成金支給申請書 （様式第3号）
<input type="checkbox"/> 2	障害者正社員化コース内訳 （様式第3号・別添様式2-1）
<input type="checkbox"/> 3	障害者正社員化コース対象労働者詳細 （様式第3号・別添様式2-2）
<input type="checkbox"/> 4	支給要件確認申立書 （共通要領様式第1号）
<input type="checkbox"/> 5	支払方法・受取人住所届 （厚労省HPよりダウンロード）
<b>■添付書類（写） 第2期の場合は5,6のみで可</b>	
<input type="checkbox"/> 1	認定を受けたキャリアアップ計画書 （変更届含む全ての計画書）
<input type="checkbox"/> 2	支給対象となる障害者に該当することを証明する書類
<input type="checkbox"/> 3	転換前後の就業規則または労働協約等 （該当する規定の全ページ）
<input type="checkbox"/> 4	転換前後の雇用契約書または労働条件通知書等 （雇入時から発行したものを全て：高知局限定）
<input type="checkbox"/> 5	転換前後の賃金台帳等 （労基法第108条に定める項目を網羅しているもの）
<input type="checkbox"/> 6	転換前後の出勤簿またはタイムカード等
<b>■高知労働局が必要とし、提出を求める書類（写）（共通要領0301・イを根拠とする）</b>	
<input type="checkbox"/> 1	対象労働者の労働者名簿 （労基法第107条に定める項目を網羅しているもの）
<b>■中小企業事業主の場合</b>	
<input type="checkbox"/> 1	事業所確認票 （様式第4号）
<b>■多様な正社員へ転換した場合（写）</b>	
<input type="checkbox"/> 1	多様な正社員の雇用区分が規定されている就業規則または労働協約等
<input type="checkbox"/> 2	通常の正社員に適用される就業規則等 （添付書類-2と同一の場合は省略可）
<input type="checkbox"/> 3	転換時点で雇用されていた通常の正社員の雇用契約書等

転換時点の年度様式

申請書提出時点の最新様式

※5については新規登録や変更がなければ省略可。新規登録の場合は、店舗コードと口座番号が分かるものの写しを添付してください。  
（通帳の表紙や、ネット銀行の場合はスクリーンショット等）

- ・事業所控えを紛失等した場合は一度ご連絡ください。

- ・裏面の別表に区分するいずれかの書類が必要です。

- ・監督署の受理印のページ、または労働者が10人未満の場合はその旨の申立書が必要です。申立書の様式は高知労働局HPにてダウンロードできます。

- ・本則、賃金規定、非正規規則など、審査期間中の対象者に適用された全ての規則を添付してください。転換前後で規定の改正を行った場合は、改正前後の両方が必要です。

- ・退職金規程や出張旅費規程、育児介護規定などは原則不要ですが、審査期間中の対象者の賃金計算や勤怠に特殊な事情があり、適用した規則については必要となります。

- ・変形労働時間制を採用している場合は、年間カレンダー、労使協定を添付してください。

- ・記載内容と実際の労働条件が異なる場合は、支給対象外となることがあります。

【第1期申請時】

- ・転換前6ヶ月分、転換後6ヶ月分が必要です。  
（障害者トライアル雇用又は障害者短時間トライアル雇用終了後の転換の場合は、トライアル雇用期間分と、転換後6ヶ月分）

【第2期申請時】

- ・転換後6ヶ月の翌日から起算して更に6ヶ月分（第1期支給対象期間後6ヶ月分）が必要です。

- ・転換後の第1期、第2期の各々必要な月数については、一月あたり11日以上勤務が必要です。11日に満たない月がある場合はその事情によって取り扱いが異なりますので一度ご連絡ください。

- ・第1期、第2期ともに上記5と連動する期間のものが必要です。

- ・各日の始業終業時刻及び労働時間がわかる表記が必要です。  
（労働時間管理、賃金計算が正しく行われているか確認するため）

- ・マイナンバーの記載箇所は黒塗りしてください。

- ・厚労省HPよりダウンロードできます。

- ・社会福祉法人等で、常時雇用する労働者数のみで中小企業判定を行う場合は、専用の確認書を高知労働局HPよりダウンロードしてご提出ください。

- ・多様な正社員の規定は、上記の「添付書類-3」で求める内容と同様となります。

- ・通常の正社員に適用される就業規則内に、多様な正社員の雇用区分や処遇に関することを一緒に規定したもので構いませんが、それぞれが判別できるように記載することが必要です。

- ・通常の正社員として雇用されていた者のうち、任意で選出した1名分が必要です。

《別表》支給対象となる障害者に該当することを証明する書類（写）

<input type="checkbox"/> 身体障害者	<p>・身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という）(写)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。</p> <p>・身体障害者手帳を所持しない者については、当分の間、次の①及び②による医師の診断書・意見書（原本又は写し）であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。</p> <p>① 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）を受けること。</p> <p>② ①の診断書は、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。</p>
<input type="checkbox"/> 知的障害者	<p>・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターの判定書（知的障害者であると判定した旨を記入したものをいう。）(写)又は所得税法施行令第31条の2第14号に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）(写)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。</p>
<input type="checkbox"/> 精神障害者	<p>精神保健福祉法第45条第2項の規定に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（写）又は主治医の診断書・意見書（原本又は写し）であって対象労働者の氏名が確認できるもの（統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかん以外の精神障害がある者については、上記のうち精神障害者保健福祉手帳（写）に限る。）。</p>
<input type="checkbox"/> 発達障害者	<p>・医師の診断書（原本又は写し）であって対象労働者の氏名及び発達障害であることが確認できるもの。</p>
<input type="checkbox"/> 難病患者	<p>・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項により都道府県が交付する医療受給者証（写）、医師の診断書（原本又は写し）又は公的機関が発行する書類（原本又は写し）であって対象労働者の氏名及び難病の病名が確認できるもの。</p> <p>・対象の難病に関する最新の情報は、厚労省HPをご参照ください。 【障害者総合支援法の対象疾病（難病等）】</p>
<input type="checkbox"/> 高次脳機能障害者	<p>・医師の診断書（原本又は写し）であって対象労働者の氏名及び高次脳機能障害の診断名が確認できるもの。</p>

《申請期間内の提出をお忘れなく！》

- 【第1期】 転換後、6ヶ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2ヶ月以内が申請期間です。  
 (例) 転換日が4/1で、賃金×日が月末、翌月15日払いの場合、6ヶ月分(4/1～9/30)の賃金は10/15支払いなので、10/16～12/15が申請期間です。
- 【第2期】 第1期支給対象期の次の6ヶ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2ヶ月以内が申請期間です。  
 (例) 上記の例で、次の6ヶ月分(10/1～3/31)の賃金は4/15支払いなので、4/16～6/15が申請期間です。

..... よくある質問 .....

**Q.非正規労働者を正社員にすれば申請できるの？**

A.正社員にする前に「キャリアアップ計画」の提出が必要です。計画期間外に正社員にしても申請はできません。

**Q.助成金額はいくらもらえるの？**

A.中小企業の場合、障害の状態によって45～120万円を2期に分けて支給します。  
 ただし、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合は、当該賃金の総額を上限とします。

**Q.正社員と同じようには働けない人を正社員化するにはどうすれば良いですか？**

A.障害の特性によって、通常の正社員と全く同様の労働条件（就労時間や業務内容）で働けない場合、「多様な正社員」として短時間正社員や勤務地限定正社員、職務限定正社員などの区分を就業規則に規定すれば申請することが可能です。



高知労働局

助成金センター TEL.088-878-5328 キャリアアップ担当